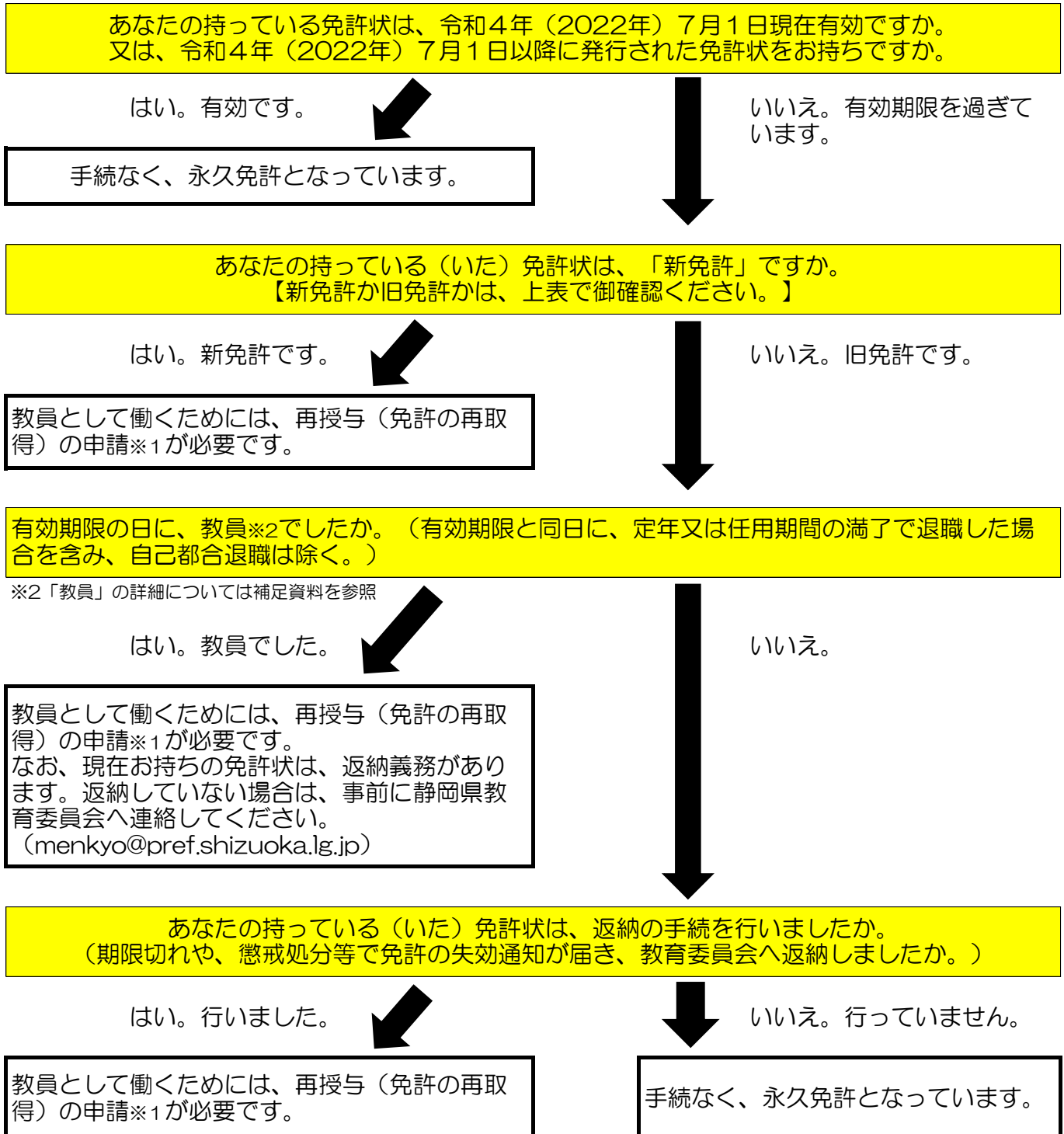


区分	免許状に有効期限の記載	内容
新免許	有	平成21年（2009年）4月1日以降に、初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状
旧免許	無	平成21年（2009年）3月31日以前に、初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

◎有効期限は、免許状又は更新講習受講後に都道府県教育委員会が発行した証明書に記載されている期限を御確認ください。

◎旧免許状所持者で、免許状更新等を一度もしていない場合の有効期限は生年月日により割振られています。該当する場合は、「旧免許の最初の有効期限」の表で御確認ください。



※1 免許の再授与申請書類については、静岡県教育委員会ホームページを御確認ください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003764/1003873/1063560/index.html>



旧免許の最初の有効期限

旧免許所持者で、一度も更新をしていない場合、最初の有効期限は以下の日付だったので参考とする。（更新手続きをした場合は、更新証明書に記載している期限。）

1 栄養教諭免許を所持しない旧免許所持者の有効期限

No.	生年月日	最初の有効期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日以降生まれ	令和2年3月31日

2 栄養教諭免許を所持している旧免許所持者の有効期限

No.	免許状授与日	最初の有効期限
1	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日

「教員」について

○教員とは、以下のような職名であった場合に該当します。

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師※（非常勤も含む※）
- 校長、園長、副校長、副園長、教頭
- 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

○「教員」に該当しない職の例（参考）

- 保育園での保育士
- 学校等の支援員、補助員（教員免許不要の職に限る）※
- 学校以外の書道教室の先生、ピアノ教室の先生、英会話の先生等
- 塾の講師
- 大学の教員
- 無職

○留意事項

※の職については、辞令書や任用通知書で職名等を確実に確認してください。

- 教員に該当する「非常勤講師」として勤務していたと思っていたが、教員ではなかった
- 「支援員」として勤務していたと思っていたが、「教員」としての勤務であった

これらの認識の誤りにより、再授与申請や教員として勤務をした場合には、不利益が生じます。不安な場合は、当時の勤務先に問合せの上、御確認下さい。